

5.12 温室効果ガス

5.12.1 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりとする。

表 5.12-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度	施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴うエネルギー使用量 ・ごみ焼却量等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴うエネルギー発生量
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行う。 ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。 ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。 ・地上部及び屋上における緑化を推進するとともに、壁面緑化を積極的に採用し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。 ・LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。 ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用する。 ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。 ・高効率モータなど省エネルギー機器を積極的に導入する。 	

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.13 事後調査報告書の提出時期

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.12-2に示すとおりとする。

表 5.12-2 調査方法

調査事項	施設の稼働に伴って排出される 温室効果ガス (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素) の排出量の程度	施設の稼働に伴う温室効果ガス (二酸化炭素) の削減量の程度
調査時点	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	温室効果ガスの排出量は、エネルギー(電気、都市ガス等)使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出原単位を基に算出する。
	予測条件の状況	温室効果ガスの削減量は、ごみ発電量、太陽光発電量及び余熱利用量等のエネルギー量から算出する。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.13 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、予測・評価した項目ごとに調査が完了した後、速やかにとりまとめて提出するものとする。

なお、事後調査報告書の提出時期等については、表 5.13-1 に示すとおりである。